

医療費控除

特例

スイッチOTC医薬品控除が始まります ～平成30年度に行う申告から適用開始～

■ 問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

健康の保持増進と疾病の予防への取り組みとして、
一定の取組^{※1}を行う個人が平成29年1月1日以降に
スイッチOTC医薬品^{※2}を購入した際に、その購入費用
について所得控除を受けることができる新制度が創設

されました。この特例による新制度は、平成30年度
(平成29年分)の確定申告・住民税申告より適用が
開始されます。

※1 一定の取組とは…

以下の検(健)診や予防接種を受けていること
を要件とします。

- ①インフルエンザなどの予防接種
- ②がん検診
- ③定期健康診断
- ④メタボ健診などの特定健康診査
- ⑤人間ドックなどの健康診査

※2 スイッチOTC医薬品とは…

スイッチOTC医薬品は、これまでは医師によ
って処方される医療用薬品として使用されてい
た薬について、薬局など店舗で購入できるよう認
可されたものです。具体的な対象品目について
は厚生労働省HP「セルフメディケーション税制
(医療費控除の特例)について」をご覧ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)

○対象期間

平成29年1月1日～平成33年12月31日

○控除の概要

1年間(1月1日～12月31日)のスイッチOTC
医薬品の購入金額が合計で12,000円を超える場合に、
その超える部分の金額について88,000円を限度に
その年分の総所得金額などから控除されます。

※このスイッチOTC医薬品の特例の適用を受ける場合、
現行の医療費控除は受けられません。

*スイッチOTC医薬品の多くには
次のマークが表示されています。



●スイッチOTC薬控除 必要書類等

対象支出 (1月1日～12月31日分)	申告の際の必要書類	控除金額の計算・控除限度額
本人、本人と生計を一にする 配偶者、その他の親族の「スイ ッチOTC医薬品」の購入費。 ※健康の保持増進と疾病の予防 (予防接種や検(健)診)等の 一定の取組を行う個人に限る。 ※一定の取組を行う際にかかった 料金は、スイッチOTC医薬品 控除の対象にはなりません。	・本人が「一定の取組」を 行ったことがわかる書類 (領収書または結果通知書) ・控除対象医薬品購入時の 領収書 (p.9 下部を参照)	控除対象医薬品 の合計額 - 保険金等 補填額 - 12,000円 ※控除限度額は最高で88,000円。

介護保険

平成29年8月分から 月々の負担の上限 (高額介護サービス費) が変わります

■ 問合せ 介護課介護支援係 (ゆとり内・☎23 - 3029)

介護サービスを利用する場合に支払う利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されており、1カ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えた時には、超えた分が払い戻されます。

高齢化が進み介護費用や保険料が増大するなか、サービスを利用している方と利用していない方との公平や負担能力に応じた負担をお願いする観点から、負担の上限の一部が次のとおり引き上げられます。

対象となる方	平成29年7月までの負担の上限 (月額)	平成29年8月からの負担の上限 (月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円 (世帯)	44,400円 (世帯) ※1
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円 (世帯)	<u>44,400円 (世帯) 《見直し部分》</u> ※同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方も含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定。
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円 (世帯)	24,600円 (世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人) ※2
生活保護を受給している方等	15,000円 (個人)	15,000円 (個人)

※1 「世帯」とは住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指します。

※2 「個人」とは介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※参考

スイッチ OTC 医薬品を
購入した領収書には…

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

が明記されていることが必要です。

4 ●●ドラッグ
 <領収書>
 TEL 03-XXXX-XXXX
5 2017年1月●日(土) 15:30

カンコーヒー	1点	¥95
ボディウォッシュ	1点	¥257
3 ★クールメグスリ	1点	¥300
1	2	
小計	3点	¥652
内税商品計		¥652
(内消費税)		¥48)
合計		¥652
現金		¥1,052
釣銭		¥400

★印はセルフメディケーション
税制対象商品

領 収 書 **5**

2017年 1月 ●日

様

2 **¥594**

但し、セルフメディケーション税制対象商品である

1 ○○○点眼薬 1個 **3**

4 △△△薬局
東京都X区X町X番X号
TEL 03-XXXX-XXXX

上記、正に領収いたしました。

- 1** 商品名
- 2** 金額
- 3** 商品がセルフメディケーション
税制対象商品である旨
- 4** 販売店名
- 5** 購入日